

第 49 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

第 49 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年12月19日（金） 9：27～12：02

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

- (1) 食料自給力について
- (2) 東日本大震災からの復旧・復興について
- (3) 活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンについて
- (4) 新たな食料・農業・農村基本計画の構成等について

3. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

配付資料一覧

企画部会委員名簿

(食料自給力関係資料)

資料 1 - 1 食料自給力について (検討素案②)

資料 1 - 2 食料安全保障、食料自給率及び食料自給力の関係

資料 1 - 3 食料自給力関係参考資料 (委員からの指摘事項関連)

(東日本大震災からの復旧・復興関係資料)

資料 2 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

(活力ある農山漁村づくりに向けたビジョン関係資料)

資料 3 活力ある農山漁村づくり検討会中間取りまとめ

(新たな食料・農業・農村基本計画の構成等関係資料)

資料 4 食料・農業・農村基本政策審議会 企画部会 (9月以降) における議論の概要

資料 5 新たな食料・農業・農村基本計画の構成等について (案)

(委員提出資料)

資料 6 委員提出資料 (小林委員、山内委員)

9時27分 開会

○政策課長 おはようございます。定刻少し前ではございますけれども、委員の先生方がご着席ですので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、伊藤委員、小泉委員、小林委員、生源寺委員、武内委員、松永委員及び藻谷委員が所用によりご欠席となっております。現時点での出席委員数は11名でございまして、食料・農業・農村審議会令の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会の中嶋企画部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 おはようございます。中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は12時までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」です。よろしくお願いいたします。

議事に移る前に、配付資料の確認等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 カメラの方は、ここでご退室をお願いします。

(カメラ退出)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料の一覧をご覧ください。本日の配付資料でございますが、議事次第、配付資料一覧の紙、企画部会の委員名簿に加えまして資料1から6まで、資料1は資料1-1、2、3、それから資料2、資料3、資料4、資料5、資料6がございます。資料6では委員提出資料ということで、小林委員及び山内委員から事前に提出いただいた意見をお配りしております。

また、委員の皆様方には、参考資料を綴じた2分冊のファイルを机の上に設置をさせていただきます。

ご確認いただきまして、不足している資料がもしございましたら、審議の途中でも結構でございますので、お近くの事務局員までお声がけをお願いいたします。

また、議事録につきましては、会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題の2、新たな食料・農業・農村基本計画については、(1)から(4)までの項目があります。

まずは(1)食料自給力について資料説明の後、1時間程度ご議論いただきます。その後、(2)東日本大震災からの復旧・復興について、(3)活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンについて及び(4)新たな食料・農業・農村基本計画の構成等について、まとめてご議論をいただきたいと考えております。

それでは最初に、(1)食料自給力について事務局からご説明をお願いいたします。

○食料安全保障課長 食料安全保障課長でございます。

食料自給力につきまして、前回の企画部会でいろいろご意見をいただきました。そういったことも踏まえまして、改めて案を練り直してまいりましたのでご説明をさせていただきますと思います。

まず、資料1-1をご覧くださいと思います。

表紙、1ページをお開きいただきまして食料自給力の概念を掲載しております。こちらにつきましては、前回ご説明いたしましたものと特段変わっておりません。

2ページ目をご覧くださいと思います。

前回の議論で食料安全保障との関係が不明確と、こういうご意見を頂戴したところでございます。その関係でございますが、1パラに書いてございますように、食料供給につきましては国内外において異常気象等による作柄変動等の短期的な食料供給に影響を与えるおそれが常に存在をするということを記載しております。

また、2パラ目でございますが、基本法2条4項におきましては、国民が最大限度必要とする食料は、凶作、あるいは輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が逼迫するおそれがある場合においても供給の確保が図られなければならないとされておりまして、また19条では、不測時における食料安全保障として、食料の供給を確保するために必要があるときは、食料の増産等必要な施策を講ずるということにされているところでございます。

3パラにございますように、このため、平素から、我が国の主要な食料輸入相手国との良好な関係を保つこと等によります安定的な「輸入」に努めつつ、主要な穀物については適正な水準の「備蓄」を確保いたしますとともに、不測の事態に備えて、平成24年9月に

決めました「緊急事態食料安全保障指針」というものに基づきまして、食料安全保障の確立を図っているところでございます。

また、今般の次期基本計画の策定に向けまして、4パラの①にございますように、主要な農畜産物を対象として、国内外の食料供給に影響を与え得るさまざまなリスクを洗い出しまして、これに与える影響を定期的に評価・分析を行う手法を、この基本計画に合わせてつくり上げていきたいというふうに思っております。また、②にございますように、主要穀物について、国内の不作や輸入の大幅な減少等が生じた場合に備蓄の活用や緊急増産、代替輸入の確保により安定供給を確保するための具体的な対応手順、これを10月にこの部会でご議論いただきました方向性に基づいて作業中でございます。年明け早々には成果品をお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

3ページ目をお開きいただきたいと思います。

前回の企画部会で、もっと現実に即した生産、あるいは消費についての指標とすべきではないかと、こういうご指摘をいただいたところでございます。この点につきまして、1パラにございますように、基本法2条2項においては、食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入、備蓄を適切に組み合わせて行わなければならないとされており、また、同条3項におきましては、食料の供給は高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行わなければならないと規定されているところでございます。

こうした趣旨を踏まえまして、2パラでございますが、国民の需要に即した国内農林水産業生産による食料供給能力を示す指標が食料自給率でございまして、具体的には現実の食料消費の状況を反映した国内消費仕向量を分母、これに対応した現実の国内生産量を分子ということでお示しをさせていただいているところでございます。

基本法第15条では、基本計画において、農業者、消費者の生産消費の指針という形で、食料自給率の目標をその向上を図ることを旨として定めるということが法定をされております。次期基本計画におきましても、①にございますように「主要品目ごとの消費の見通し」、それから「主要品目ごとの生産努力目標」を設定した上で、食料自給率の目標を定めるとともに、総合的かつ計画的に施策を講じるということにいたしたいと考えております。

また、次期基本計画では、4パラにございますように、これらと併せまして「農地面積の見通し」、「農業構造の展望」、「農業・農村の所得倍増に向けての対応方向」及び

「経営展望」をお示しすることによりまして、今後、我が国の食料の安定供給や農業の持続的な発展に向けて、確保すべき担い手や農地等に関する姿も併せてご提示をさせていただく方向で検討をしておるところでございます。

4 ページ目をご覧いただきたいと思います。

前回の企画部会で自給力指標化の意義・目的が分かりにくい、不明確であると、こういうご指摘をいただいたところでございます。これも踏まえまして、1 パラでございますように、本年2月に内閣府が公表いたしました「食料の供給に関する特別世論調査」におきまして、国内生産による食料供給能力の低下を危惧する回答が大部分を占める結果になったということなどを踏まえれば、国民に対して我が国農林水産業が有する食料の潜在的な供給能力を分かりやすく示すことによりまして、我が国の食料自給力についての国民の理解を醸成することが必要というふうと考えられるというところでございます。

2 パラでございます。これは前回もお示しいたしましたけれども、食料自給率につきましては、①でございますように、花き・花木等、非食用作物の栽培がされている農地が潜在的に持っている供給能力が反映されない。それから、②でございますように、先進国に比べ経済力が弱く、輸入余力が小さい途上国では、食料自給率が高目に出る。③番といたしまして消費構造にも影響を受けるという意味で、潜在的な食料供給能力を指標としては一定の限界があるということでございます。

また、3 パラでございますように、国際的な食料需給の不安定要因が存在する中で、仮に輸入食料の大幅な減少といった不測の事態が発生した場合には、国内において最大限の食料供給を確保する必要があると思いますが、現在、現実の食料消費を踏まえたカロリーベース自給率は39%ということでございますが、我が国の農林水産業が有する潜在的な生産能力をフルに活用し、生命維持に必要な食料を最大限生産すれば、これ以上に食料供給を確保することが可能ということでございますので、平素から我が国農林水産業が有する食料の潜在的供給能力を確保しておくことが、国民の共通理解の醸成に資するとともに、食料安全保障に関する国民的議論を深化させていくためにも重要ではないかと考えておるところでございます。

このため、次期基本計画におきまして、現実の食料消費を踏まえた食料自給率に加えまして、我が国農林水産業が有する潜在的な生産能力をフルに活用することにより得られる食料供給量を示す指標として、食料自給力指標を新たに設定してはどうかということを考えておる次第でございます。

それから、5ページ目でございます。指標化の考え方。

1パラにございますように、イギリスの例を参考としつつ、複数のパターンに分けてお示ししてはどうか。

それから、2パラにございますように、現実とは切り離された一定の前提のもとで試算するということで、我が国の農林水産業のその時点における潜在的な供給能力を評価するものとして活用することとしてはどうかということでございます。

それから、括弧書きにございますが、自給力指標を目標にしてはどうかと、こういうご意見もございましたところでございますが、食料自給力指標は、現実とは切り離された一定の前提のもとで試算される仮想のものであることから、目標として設定することには馴染まないのではないかと考えられますけれども、現実の食料消費を踏まえた食料自給率について目標を設定し、この達成に向けて総合的かつ計画的に施策を講じることによりまして、基礎的構成要素となる農地の確保、あるいは単収の向上といったようなものが図られれば、結果として、食料自給力の向上も図られるということになるということを記載をさせていただきます。

また、3パラにつきましては、前回もご説明をいたしました、指標化に当たりましては、食料消費に対応した現実の国内生産、いわゆる食料自給率の分子、これを支えている基礎的構成要素を明らかにする観点からということで、関連指標として、農産物については「農地・農業用水等の農業資源」、「農業技術」、「農業就業者」、それから水産物については「魚介類・海藻類の生産量」、「漁業就業者数」を併せて記載をしてはどうかということで考えております。

なお、6ページ以降、試算の示し方につきましては、ちょっと順番が変わっておりますが、前回お示しした①から④の4パターンでお示しをしてはどうかということを記載をさせていただきます。

それから、7ページ目でございます。試算の前提。

1、2、3とございますが、この3つの前提については前回から変更ございません。

それから、IV番の公表の方法でございます。自給率実績と併せて、毎年8月ごろに直近年度の試算値を公表するという点は変わっておりません。

括弧書きでございます。前回、企画部会で過去の自給力の指標も併せて公表してはどうかというご意見がございました。また、計算方法もオープンにすべきではないかと、こういうご指摘がございました。これも踏まえまして、25年度以前の自給力指標、それから試

算の諸元、計算方法については公表をしていくということで整理をさせていただいております。

8ページから13ページまでの部分については、前回と同様でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

こうした考え方のもとで計算をいたしました試算値のお示しの仕方でございます。前回企画部会でイギリスの例にあった現状値も示すべきではないかというご指摘がございました。それも踏まえまして、(A)、(B)、(C)、(D)の上に国産熱量の実績値とございます。これは現在の39%のカロリーベース自給率の分子を構成するものでございますが、939キロカロリーであるという旨をお示しをしておき、さらに(A)、(B)、(C)、(D)という形で、米、麦、大豆中心に作付する場合は(A)、(B)、それからも類を中心に作付する場合、(C)、(D)というもの、それぞれ栄養バランスを考慮する場合とそうでない場合をお示しをするという形で、恐らく試算結果については、この下を書いてございますように、(A)、(B)、(C)、(D)と進むごとに階段状にふえていくということになるかと思えます。これは右上の黒の四角の中に赤字で書いてございますが、1人1日当たりの必要エネルギー推定量(摂取ベース)、それから、もう一つ、1人1日当たりの供給熱量の実績値、今の39%の分母に当たる2,424キロカロリーというものでございますが、これを対比として縦棒としてお示しをしてはどうかというふうに考えておる次第でございます。

なお、関連指標の記述につきましては従前と同様でございます。

続きまして、資料1-2をご覧いただければと思います。

ただいま文章等々でお示しをさせていただいた考え方を1枚紙の形で整理をさせていただきました。

左下にございますように赤の枠でございますが、不測時における食料安全保障につきましては、ただいまご説明を申し上げました「緊急事態食料安全保障指針」に加え、その下の①、②に書いてございます内容を新たに、この次期基本計画に向けてお示しをしたいと考えております。また、上の黄色の枠内でございますが、現実の需要に即した生産、消費に関する指標・指針として自給率がございまして、この自給率につきましては、10年程度の目標値というものを示すということが法定されておりますので、分母に当たります主要品目ごとの消費の見通し、それから分子に当たります主要品目ごとの生産努力目標と併せて目標を次期基本計画の中でお示しをしていきたいと考えております。

また、生産努力目標を支える展望といたしまして、農地面積の見通し、農業構造の展望ということで、担い手の農地集積率、あるいは農業就業者数、あるいは年齢構成といったものもお示しをし、さらに「農業・農村所得倍増」に向けた対応方向と経営展望というものをミクロ、マクロの形でお示しをすると、こういった全体の中で、ただいま申し上げました食料自給率指標、これは我が国の農林水産業が有する食料の潜在的な供給能力ということをお示しをするという形でご提示させていただければという位置づけと、全体の中でこういう位置づけでお示しをいたしてはどうかということを整理をさせていただいております。

それから、資料1-3をご覧くださいと思います。

前回の企画部会で委員各位からいただきましたご意見を踏まえての資料を用意させていただきました。

1ページ目、折り畳んでございますが、ちょっと伸ばしていただきまして、前回、食料自給率の分子の状況の分析が必要ではないか、それからあと、関連指標の位置づけが分かりにくいと、こういうご指摘がございました。

まず一番上のカラーの部分が分子の分析の部分でございます。昭和40年から平成25年までの分子の動きを品目別にお示しをしたものでございます。これは期間に分けて、40年から51年までの、この期間は米の生産の減少、それから麦類の生産の減少、この影響が大きく、全体として分子が大きく減少した時期。それから、昭和51年から昭和60年まで、これが米の生産の減、その一方で魚介類の生産量の増加というのがございまして、全体としては分子が微増という状況でございます。それから、昭和60年から平成10年でございます。これは再び米の生産量の減少に加えまして魚介類も減少傾向に転じたということで、全体的に減少傾向。さらに平成10年以降につきましては、お米の生産減ということで、全体的に微減傾向ということでございます。

また、点線から下の①から⑤までの指標でございます。これは食料自給率の分子をそれぞれ支えている指標、農地面積、あるいは単収、就業者、漁業生産量と、こういったものがそれぞれプラス要因、マイナス要因ございますけれども、こういったものの総合的な結果として分子が構成されているということをご覧をいただければというふうに思っております。

それから、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

前回、試算に使います面積として荒廃農地で、2ページの中の黄色の部分でございます。

黄色の、まず緑の農地面積で、現在非食用作物をつくっているところでも食料をつくる、あるいは二毛作ができるのに実施していないところでも二毛作をきっちり実施をするという試算をいたしました上で、さらに黄色の部分が農地に戻った場合という形での試算をお示しをするということをご提示をさせていただきました。その際に、耕作放棄地との関係というお尋ねがございましたが、耕作放棄地につきましては、青の点線でございますように、さらにこの右側でございますように、5年に1度の主観ベースの調査ということでございまして、39万6,000ヘクタール、平成22年という数字がございまして、これが農地の態様、耕作可能な状態かどうかというのが、この39万6,000ヘクタールのどの部分が緑に入り、どの部分が荒廃農地にカバーするのかというのが、主観ベースの調査という性格上、これが明らかにはならないと、こういう性格がございまして、今回の試算においては、客観ベースの市町村農業委員会による調査に基づきます荒廃農地、面積、このうちの黄色の再生利用が可能な荒廃農地、これが戻った場合ということで試算をいたしてまいりたいというふうに考えております。

それから、3ページ目をご覧いただきたいと思います。

漁業生産量が漸減傾向にある中で、これに対する対策を示すべきではないかと、こういうご意見がございました。左側でございますように、全魚種のうち約半数程度、42系群、マサバ、スケトウダラ、トラフグの資源水準が低位にあるという状況でございます。そういった状況を踏まえまして、この右側でございますように、インプットコントロール、漁船の隻数制限、馬力制限といった漁獲圧力を入り口で制限をする。それから、テクニカルコントロールという形で、産卵期の禁漁、あるいは網目規制といった形での産卵、親魚、あるいは小型魚の保護を図る。それから、アウトプットコントロールということで、TACの設定、あるいは漁獲可能量の漁業者、漁船ごとの割り当てというものによりまして実際の漁獲量自体を規制していくと、こういう手法によりまして資源の回復に努めていくという政策を講じているところでございます。

私のほうからのご説明は以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの説明について意見交換を行いたいと思います。時間は1時間程度と見込んでおります。発言の際には挙手をしていただき、私のほうから指名させていただいた後、ご発言をお願いいたします。

それでは、いかがでございましょうか。

それでは、山内委員。

○山内委員　ご説明ありがとうございました。

本日、資料の6に私の提出しております資料が出ておりますので、参照しながらお聞きください。

前回の企画部会でご提案がありました食料自給力について、私の感じているイメージと違うという意見を申し上げました。本日は、どの辺が違うのか、どのように組み立てれば私が考えております自給力になるのか、整理をしまいいりましたので、ご覧いただければと思います。

今回の基本計画策定に当たりまして、この自給力を計画に適切に盛り込むことは極めて重要なこととっておりますし、有意義だということは言うまでもございません。しかし、自給力を初めて基本計画に位置づける以上、その内容は、多くの国民にとって食料・農業のあり方を示す上での指標として分かりやすく納得できるものにする必要があると考えております。そうした意味では、食料自給力をめぐる過去の経過を踏まえつつも、本企画部会でしっかりご論議いただきたいと思っております。

この間の事務局からの説明で、食料自給力が出てきた背景には、不測時における食料安全保障があり、現在の自給率ではそれを適切に示すことができないため、新たに我が国農林水産業が有する食料の潜在的供給能力を評価することを目的として食料自給力を設定することにしたとの経過であることは理解いたしました。確かにこうした潜在的な供給能力を示す意義はあると考えます。

しかし、国民が一般的に食料自給力という言葉が言われたときにイメージするものが、やはり食料の国内生産力であり、その生産力の基礎となる、1つ、農業者（担い手）、2つ、農地（農業資源）、3、農業技術ではないかと考えます。これまでの食料自給率では、分子である国内の農業生産力の維持、あるいは向上が図られたとしても、分母となる食料消費の構造が大きく変化してしまいますと自給率としては低下してしまうということが起きてしまい、とりわけカロリーベース自給率はそのような問題があると指摘されてきました。したがって、前回の基本計画から生産額ベースの自給率を設けて複眼的な視点で評価して政策のあり方を考えるようにしたことは前進だったと考えます。

そこで、私としては、以下のように自給力を定義してはいかがかと整理しました。今までの経過を前進させるために、食料自給力を食料の国内生産力と定義し、以下の3つを食料自給力として位置づけてはいかがかということです。1つ目が、総合的な指標としての

生産額、カロリーベース、潜在的食料自給力。この③のところは今ご提案のものが入ります。2つ目に、基礎的な食料自給力指標としての農業者、農地、農業技術の3点でございます。3つ目に、主要品目ごとの生産量指標を挙げてはいかがかと思えます。

また、併せまして、事務局の提案では、食料自給力は仮想のものだから、目標として設定することに馴染まないという提案がありましたけれども、私はやはり、指標とするからには目標を設けて、目標を達成するために課題を設定するのが計画ではないかと考えております。

食料消費のほうは、食育とか食生活改善の取り組みが影響を及ぼす要素もあるとは思いますが、基本的には人口構造の変化、国民の食生活の変化によって決まりますので、これは目標化できない、見通しという性格のものだと考えます。したがって、大切なことは、食料自給率の分子である食料の国内生産力の向上であり、ここを指標化し、目標を設定し、その目標の達成に向けた各種の農業政策を課題化することが重要だと考えたところでございます。

本日の事務局提案、資料1-1の14ページに指標の一つとして(D)というのがあります。いも類を中心に熱量効率を最大化して作付する場合、栄養バランスは考慮しないということですが、このあたりが仮に計算の中で国民に必要とされる最低限の摂取量を超えたとしても、このことで国民が食料安全保障上、これなら日本国は安心だと受けとめるとは思えないと考えております。また、提案の中でも指摘がありましたが、現実と切り離された前提に仮定を重ねて計算されるものであるため、現実感が乏しいということも言えるのではないかと考えております。したがって、現実の消費を踏まえた食料の国内生産力と潜在的食料自給力の両方を含む概念として食料自給力を設定してはいかがかということで整理をいたしました。

以下の表は、今申し上げたことを形にしてみたものです。

次の5ページの表は、本日提出の資料1-2を参考に、今私が申し上げた食料自給力を国内生産力として3つの大きな中身から組み立てたら、このようになるのではないかとということで整理をした概念図でございます。

以上、委員の皆様からのご意見をいただき、ぜひご論議をお願いしたいと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

いつものとおり、これまでどおり複数の方にご発言いただいてから、少しまとめて事務局からご返答いただこうと思えます。ほかの委員の方はいかがでございましょうか。

それでは山口委員、お願いいたします。

○山口委員 ご説明ありがとうございました。

前回の議論を踏まえて、資料1－2で全体の、既に議論したことも俯瞰をしながら見るようにという意味で、この資料、とても我々にとってもよかったと思います。

1点、新たな点をお話しします。この食料自給力を、将来の食料供給の不安を軽減するための試算であり提示であるということだとすれば、量的確保にとどまらず、これらが適正範囲での価格で供給されるということが非常に大事になってまいります。供給不安が広がるときには、必ず価格が暴騰するからです。オイルショックのときを我々は思い出す必要があると思います。

したがって、基本法第19条のところに流通の制限その他の施策を講ずるといような文言がありますが、こういう部分に対応する具体策を検討しておく、それで緊急対応時には量的確保と、そういった価格抑制策、これが同時に可能であることを説明しながら、こうしたことを提示する必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

それでは、近藤委員のほうから先をお願いいたします。

○近藤委員 潜在的供給力を面で示してあるんですけども、例えば荒廃地は生産力ある農地に一気に変わるわけではありません。つくる作物にもよりますけれども、地力というところの評価がなされていないという意味では、何か食料自給率を具体的な数字で目標として掲げて、それをどう政策で達成していくのかという現実のもの、国民の皆さんが求めているのは、現実に自分たちが飢えないのか、自分の食料が手に入るのかというようなことが大事だと思いますので、その潜在力と現実の供給力のつながりを明確に示さないと、国民に対する安定感というのには示せないのではないかなというふうに思います。

あと、山内委員がおっしゃった、後段の、特に主要品目の生産量の指標という部分は大変大事な点であると思いますので、私、全くそのことに対しては賛成だというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは萬歳委員、お願いいたします。

○萬歳委員 何点かお話を申し上げたいと思います。

食料自給率・自給力につきまして、今回の資料で食料自給率目標と、食料自給力、ならびに食料の安定供給の確保と不測時の食料安全保障につきまして、概念・関係が整理されたと私は認識いたしております。前回の企画部会での議論から前進したと評価されると思います。

食料自給力につきましては、まさに物差し、指標として提示すること自体に異論はございません。しかし、前回会合で申し上げましたとおり、その概念を含めまして全く国民の理解・浸透がない中で初めての提起となることから、十分に注意する必要があるかという思いであります。あくまでも食料自給率の向上、品目別の生産数量目標こそが国の大目標でありまして、さらに今次見直しにおきましては、農業者の所得増大の実現が最重要目標であると思います。このことを新たな計画の基本に明確に位置づけるべきだという思いであります。

一方、食料自給力については、一定の前提を置いた試算、指標であるということ、また政策目標ではないということの基本計画で明確にした上で、指標の持つ意味、指標をどのように活用していくのかといった目指すべき方向を、国民各層・マスコミに適切に発信する必要があるかという思いであります。

不測時に備えた安全保障につきましては、グローバル化や、生産・流通過程が複雑化する中で、フードチェーンの各段階における多様なリスクを見える化して、不測時に備えた食料安全保障体制を確立をすることが重要であろうと思います。今回このように、一步踏み込んだ形で食料安全保障方策を打ち出したことの意義は大きい、というふうに思っております。

今後、行政各団体や関連団体の意見を聴取し、不測の事態への対応等を具体化すると思いますが、その際は、その方策・手順を地に足のついたものとするために、現場の農業者、あるいは農業団体の意見もぜひ聞いていただきたいという思いでございます。

以上、私からの思いを申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど手を挙げられた藤井雄一郎委員。

○藤井（雄）委員 食料自給力についてのご説明をいろいろ聞いた中で、かなり内容は理解できるようになってきたんですけども、非常に農業の現場として、この指標をどのように捉えるかという視点で考えると、余りにも何か現場とちょっと乖離してきているんで

はないかなど。潜在的な生産力を示すというところでの話は分かりますし、国民に対しての情報をより分かりやすく伝えるという視点は分かるんですけども、現場としては、これを一体どういうふうに捉えるか困惑している。

現場として考えるとしたら、まず試算の前提1、2、3というところがありますけれども、これは7ページのところですけれども、これこそがまさに現場でどうするかというところが一番考えなければならないところなんですけど、じゃ、この前提を本当にそういうふうを持っていくとしたら、この1、2、3は現実的にどうするんですかというところ、これはしっかりプランとして示していかなければならないんじゃないかなと思います。例えば、やっぱり飼料米1つにとっても、やろうとなったときに生産要素、機械の部分であったり、あるいは流通、保管、これ1つとってなかなか進まないという現状がある中で、幾ら潜在力を示すといっても、この前提条件をどうクリアするのか。しかも、それに対してはどれぐらいコストがかかるのかという、そこも含めて考える必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

じゃ、この指標を、目標とか政策としては設定しないとしても、やはり国内の食料安全保障という面でここを強化していくというふうになったときに、現実として、じゃ、どうするんだということを考えると、やはり売れるものをつくっていくというところにしかない。国内外のマーケットで競争力を持ち得る農産物の生産、これができていない限りは、全く絵に描いた餅になってしまうんじゃないかなど。この食料自給力という指標自体が本当に有効なのかどうか、非常に疑問に思うなという気がします。本当にただ情報開示、国民に対しての説明責任というところだけで、もしこの食料自給力という指標を用いるというのは、非常に何か逆に期待していただけない、食料自給率にかわる新たな農業の指標になるんじゃないかなという、この中に入って来る前にそういう期待もあったものですから、何というか、非常に有効性がというか、農業者として、この指標を推進していくというものはちょっと違うのかなというふうな感想を持っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ここで一旦切りまして、事務局のほうからご返答があればお願いいたします。

○食料安全保障課長 食料安全保障課長でございます。

まず、山口委員のほうからいただきました意見書につきまして、本当に意見書を提出いただきまして、内容につきましてもしっかりとご検討をいただいたものとしてご提出され

たものというふうに考えております。また、国民に対して分かりやすい指標を示す必要があるというご意見については、私どもも同じ考え方に立っておるところでございます。

また、これ以外の点につきましても、カロリーベースと生産額ベースの自給率をバランスよく評価すべき、あるいは食料消費については目標化ではなくて見通しを立てるべき、あるいは食料自給率目標の設定に当たっては、確保すべき農業者、それから農地、農業技術の姿を示しながら主要品目ごとの生産取り組み目標を設定すべきと、こういった点につきましては農林水産省といたしましても同じ認識に立っておりまして、こうした考え方のもとで次期基本計画のもとで食料自給率目標の設定、生産努力目標の設定、それから農業構造の展望、農地面積の見通しなどといったものの作業を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、一方で委員のほうのお考えは、資料6の4ページ目にあります表のところに整理をされているものというふうにご理解をさせていただきますが、この中で食料自給力というものの概念の捉え方といたしまして、潜在的な生産力以外にも食料自給率の分子であります現実のカロリーベースを表記してございますが、食料自給率の分子であります国産供給熱量のことを指しておられるのではないかと思います。この食料自給率の分子そのもの、あるいは金額ベースの食料自給率の分子に当たります国内生産額、さらには主要品目ごとの生産努力目標といったものを包括的に、この食料自給力という概念の中に含めると、こういうご提案になっております。こういった点につきましては、従来から基本計画の中で位置づけてまいりました食料自給率や生産努力目標という、こういった概念と食料自給力という概念について大きな整理がえをすることになりますので、逆に誤解や混乱が生じてしまうのではないかという点、それから、潜在的生産力につきましては、これも目標を設定すべきと、こういうご意見でございますが、どのような方法をとったといたしましても、一定の前提を置いて現実とは切り離された仮想状態を想定して試算をせざるを得ないと、こういう性格のものでございますので、法律上目標を設定することとされております食料自給率に加えまして、食料自給力についても目標設定するということについては、ちょっとなかなか馴染まないのではないかと懸念する次第でございます。

いずれにいたしましても、今回ご提出いただきましたご意見を受けとめさせていただきまして、次期基本計画に向けての検討、あるいは議論を引き続き重ねさせていただければというふうに思っている次第でございます。

それからあと、山口委員からご指摘がございました不測時における価格の暴騰対策の関

係でございます。

これは、先ほどご説明しました資料1-2のところを再度、恐縮でございますがご覧をいただければと思います。この表の中で左の赤の枠の食料安全保障のところがございます。先ほどご紹介をしました括弧書きの2行目に緊急事態食料安全保障指針がございますけれども、実際に、これはレベル1ということで、特定の品目についての供給が2割以上減る、あるいはレベル2、食料全体の供給量が終戦直後の2,000キロカロリーを割ってしまうと、こういう場合がもし起こったときの対応を指針の中でまとめておるわけでございます。この指針の中で、実際そういう事態が起これば価格の暴騰も当然に起こってくるということ想定をいたしまして、もちろん最初は買い占め、売り惜しみを防止をするためのいろいろなメッセージの発信、あるいはお願い、呼びかけと、こういったものを関係業界、あるいは消費者の方に対して行うというところから始まりまして、最終的には物価統制令による価格の統制というところまでの手順をまとめているところでございます。

食料安全保障を図るための具体的な対応につきましては、繰り返しになりますが、そういったものも含めまして24年9月の指針の中にまとめてございますし、また、ここの部分の丸に書いてございます具体的な不測の事態を想定した対応手順の中でも整理の作業を今させていただいているところでございまして、成果物につきましては年明けの企画部会のところでお示しをさせていただきたいというふうに考えております。もう少しお時間をいただければお示しをさせていただきたいということでございます。

それから、近藤委員のほうから、地力の評価がなされていないのではないかとということでございます。

確かに日本国全土、地力の高いところ、農地の中でもそうではないところ、あるわけがございます。そういったところにつきまして現実との整合性というところを考えますと、そこまで検討に含められれば確かに現実に近い姿になるのかとは思いますが、実際地力の評価につきまして統計情動的に知力をはかる指標というのが今、現実、実際に耕作をしておられる方は、現場でここはいい、ここは悪いというのはあるんですけども、それを統計的に農地全体について整理した指標がちょっとございませぬので、統計的な限界から、ちょっとそこまでの深度のものは、なかなか今、現実的に難しいという点につきましてはご理解をいただければというふうに思います。

それから、萬歳委員のほうからございました生産努力目標、これが重要であるという点につきましては、私どもも生産努力目標、これは重要ということで認識をしておりまして、

資料1-2の黄色の中の部分の紫の点線で囲ってございますが、主要品目ごとの生産努力目標、これにつきましては、品目ごとに具体的に10年程度、どういう生産水準を目指して、さらに数字を掲げるだけではなくて、その数字を達成するために今後どういう品目別の生産の展開が必要なのかという内容、さらには政策の展開方向も含めて、併せて生産努力目標としてお示しをする方向で現在作業をしているところでございます。これにつきましても、年明けの企画部会でいずれかの段階でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、自給力の政策目標はしないにしても、その活用方法を示すべきというご意見がございました。

この点につきましては、資料1-1の4ページ目でございます。先ほどもご説明をいたしました、4ページ目の3の параグラフ、特に4ページ目の1パラで、世論調査で国民が潜在的な我が国の供給能力に漫然とした不安を持っておられると、これが明らかでございますので、この点については、私どもも今まで食料自給率、39%ですと、こういうメッセージ以外のメッセージは示しておりません。そういった意味で不安に思っておられる国民の方々の思いが非常に大きなばらつきが恐らくあるんだろうというふうに思います。そういった意味で、3パラの下から2行目でございますように、こういった食料自給力指標をお示しすることにより、国民の共通理解の醸成、それから、食料安全保障に関するそれを起点とした今後の国民的議論の深化というものにつなげていければというふうに考えているところでございます。

それからあと、食料安全保障について、方策、対応手順について農業団体、あるいは農家の意見を聞くべきと、こういうご意見もございました。

現在、有識者の方々のご意見、その中には農業団体の方の有識者の意見も聞きながら作業を進めておるところでございます。引き続き、その農業を実際にやっておられる方の意見も踏まえたものに仕上がるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、藤井委員のほうからございました、資料1-1の7ページの1から3番に書いてある生産転換に要する期間、あるいは労働力の確保、それから肥料、農薬、化石燃料、種子、農業用水、農業機械という点はどうするのかということでございます。

2番目の労働力のことにつきましては、資料があちこちに行って大変恐縮でございますが、資料1-2のA3の1枚紙の下の紫のところの囲みの中に、上から2番目に農業構造の展望と、これは基本計画のところでお示しをすることになっておりまして、現在作業中

でございます。おおむね10年後における担い手の農地の集積率の見通し、それから農業就業者数と、その年齢構成の見通しというものを提示する予定でございます。労働力の問題につきましては、こういう形で展望の中でお示しをしていきたいと思っております。

また、1番と3番の生産転換、あるいは肥料、農薬、化石燃料、こういったものを本当に非常事態にどうするのかということでございます。この点につきましても、すみません、先ほどの食料安全保障の括弧書きの②の具体的な不測の事態を想定した対応手順、こちらのほうでは、これは、自給力の試算のほうはどうしてもバーチャル、仮想状態を想定した試算にならざるを得ないんですが、実際に、じゃ、本当にそういう事があったときにどうするかというのは、現在、食料安全保障の確立の②の具体的対応手順の中で、本当にそういうことがあったときに種をどうするんだ、農薬をどうするんだ、そういったことも含めた対応手順を今整理をしております。すみません。これも1月に年が明けましたら、企画部会のほうでこの具体的な方策のほうもお示しをし、現実には事があった場合の対応というのはそちらの中で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

また、農業の現場の方にとって自給力はどういう意味を持つのかと、こういうお話もございました。そういった意味では、先ほどの資料1-1の4ページ目のところでもご説明しましたように、世論調査で多くの国民の方が食料供給に不安を持っておられると、これに起因して作業をしておるものがございますので、実際に現場でやっておられる方にとっては非常にふわっとしたものに映るかもしれません。そういった意味で、現場でやっておられる方々向けのメッセージといたしましては、国際競争力のある商品をどうつくっていくのかということも含めまして、資料1-2の主要品目ごとの生産努力目標のところ、そもそも国内需要にどう対応するのか、あるいは、今後輸出というものをやっていく場合にどう対応していくのかという点については、この主要品目ごとの生産努力目標、さらに関連施策というものが基本計画全体の中でしっかりと記述をされることになっております。そういった意味で、現場の方にとって実感を持って見ていただける指標といたしましては、生産努力目標、あるいはその下にあります農地面積見通し、農業構造の展望、あるいは所得倍増、あるいはミクロの経営展望と、こういったところが生産者の方にとって非常にダイレクトなメッセージになっていくのではないかとこのように思っております。

○中嶋部会長 それでは、続きまして委員の皆さんからご意見を、香高委員、三石委員、ちょっとそのまま、まだ確認します。

では、香高委員からお願いいたします。

○香高委員 ご説明ありがとうございます。前回に比べて食料自給率と自給力の関係について分かりやすくまとめていただいて、非常にありがたいと思っております。ただ、議論をさらに深めるという意味では、まだ今回のまとめでも幾つか疑問点が残りましたので、それを指摘したいと思います。

今もご説明がありましたけれども、食料自給率を出す意義として議論を深化させていくんだと、食料安全保障に関する議論を深化させていくんだというようなお考えを示されましたけれども、じゃ、どういうふうに議論を深化させたいのかというような、結論とか方向感というのがいま一つ見えないなというのが率直な感想です。

例えば農地、それから技術、労働力という要素が示されていますけれども、この中の3つの要素のうち、どれをどういうふうに伸ばしていけば不測の事態の多少の備えとしてどういう影響があるのか。国民の不安が起点というのであれば、不安を解消するのにどういうふうに役立つのかという食料自給力の将来的な見通しや影響度合いというのを何か示す必要があるのではないかと思います。そうしないと、やはり国民の不安に応えるという視点に立ち、この自給力がぱっと出されても、不安を解消する要因にはまだほど遠いのかなというような感想を持ちました。

それから、もう一つ、試算をする上で非常にたくさんご努力を重ねられているというのは十分承知の上であえて申し上げさせていただくと、現実と切り離された数字だということをこの資料の中でも多く書かれているんですが、余りそこの部分を強調し過ぎると、不安に応えるという意味では、この自給力というのが意味が薄れてしまうのではないかなというふうに懸念しています。そこのところを発表するときどのように説明して理解を求めるかということが、この自給力というものが今後議論の一つの指標として生き残るかどうかの非常に重要なポイントになるのではないかなというふうに感じています。

それから、食料安全保障の具体策を今回の基本方針の中では示すということが1つの大きなポイントになっているかと思うんですがけれども、まず議論の前提として、なぜ今、この議論を整理するのかというようなところの背景についても、やはりもう少し分かりやすく明示していただきたいなと思っています。リスクの度合いが今どういうふうだと国として認識しているのか。高まっているのか、そうでもないのか、なぜ今なのかという、その評価ですね。国としての評価というのも明確にすることが出発点として必要なのではないかなと思います。その上で、例えば為替の影響だとか、前回示していただいた表には幾つか、20近く要素として入っていましたけれども、これが具体的に今の影響としてどのよう

なものにつながっていくのかという話に結びつけて分かりやすくご説明していただきたいと思います。例えばアメリカの港湾の影響で、某ファストフードのポテトが「大」は売らなくなりましたとか、そういうようなことも今私たちの生活につながっているんですよというようなことが国民の人々に結びつけられるような説明の仕方というのが重要なのではないかと思います。

バターの不足についてもしかりです。関税とどう関わっているのか、国内生産とどう関わっているのか。これもいわゆる食料安全保障を語る上ではさまざまな要因が絡んでいるですよという、実際の事象としては非常にいい例だと思います。あるいは、為替の影響としては、例えば為替が円安になっていることによって輸入する国々の購買力が高まって、例えば聞くとところによると、リンゴとかの輸出がことしはすごくふえているというようなこともある。これが果たして日本の農家にとってはどうのような影響があるのかというようなあたりとか、具体的な品目を交えながら、ぜひ説明していただくと分かりやすくなるのではないかなと思いました。

それから、前回も少し要望として申し上げたんですけれども、リスクを管理する対象の6品目ということで明示されていらっしゃるんですけども、やはり私の考えとしては、再三申し上げますけれども、野菜とか果樹などの園芸作物についてもどのように目配りをしているかということ、ぜひ何らかの形で明記していただきたいと思います。基本法の第2条には、国民生活の安定及び経済の円滑な運営に著しい支障が生じないように供給確保の必要性があるというふうに指摘しています。野菜とかは通年複数回収穫できるし、国内生産が中心だということで、このリスクの管理対象としては馴染まないというような説明を伺いましたけれども、経済活動ということから考えれば、多くの農家が今、なかなかもうかりにくい米から野菜などに経営の軸足を移している中で、農業の生産額に占める割合というの也相当な高さになっています。不測の事態が起こったときに、自分たちが得ている収入のかなりの部分がリスク要因として考えられないというようなことになった場合には、やはり大きな混乱が生じると思いますので、ぜひ目配りをしているということを示していただきたいと思います。

もう一つ、農業者、農家との関係でいっても、やはり従来型の米とか大豆とか小麦とか、いわゆるこれまで農水省が中心に据えてきた作物以外のものにもちゃんと目を配っているんだというメッセージを送るという意味でも、この点は重要だと思いますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは三石委員、お願いいたします。

○三石委員 いろいろご説明ありがとうございました。

既に述べられたいろいろな意見とかなり重なるところもあると思いますが、食料自給力という考え方を出したこと、これを私は非常に評価して良いと思います。これに対して、今多くの指摘にもあるように、デリバリーというか、メッセージをどう伝えるかということとは物すごく大事な問題であり、香高委員も言われましたけれども、発想がまだ、プロダクトアウトになっています。つまり、自分たちでつくってこれを出す。やはり本当は、オーディエンスが誰なのか、誰に対して説明するのかということ、よく考えなければいけない。最低限、例えば農家に対する説明、食品産業、つまり関連産業に対する説明、それから、新しい概念を出すのであれば、これは例えば私たち教育現場にいる人間の責任が出てくると思うのですが、学校教育だとか教育現場にどうやって伝えていくのかということも考える。それから、最も多い一般の消費者に対してどう伝えるのか。各々の立場で聞いたときに、こういうことなのかなということが分からないと、どうしても先ほどの藤井委員の指摘のように現実感が乏しくなってしまう。

私自身は、この内容は非常に興味深いし重要なことだと思っています。ですから、せっかく重要なものをつくったのであれば、それを対象に応じてどうやって説明していくかという非常に分かりやすい事例をしっかりと書かないと、良いものをつくってもなかなか伝わらないということを押さえて頂きたいと思います。

1つ単純な提案ですが、これは毎年8月ごろに出すということは、アニュアルに出すわけですね。そうすると、先ほどのこの試算の前提における1、2、3、このように書かれてしまうと全く現実感がなくなってしまうわけです。例えば、過去1年間の状況が今後1年間も継続するという前提で出してみました、こういうのも一例ですね。例えば2番目の農林水産業生産に必要な労働力が確保されているという前提も、過去1年間と同じような状況だという前提として、であればまだ分かりやすい。ところが、労働力の状況というのは毎年変わります。それから、国際情勢により穀物需給だとか価格などもどんどん変わる。たしかこの辺の考え方というのは、アメリカ農務省が出しているアウトルック・プロジェクトみたいな長期見通しの中でも、過去半年間のマクロ経済状況がこういう前提であるので、それをベースにした将来の見通しだという形で一定の試算をしていると思います。ですから、初めから全部、これは例えば生産転換に要する期間を考慮しないと、

労働力が確保されているという前提にしないで、毎年出す指標であれば、年ごとの状況で考えられたら良いのではないかというのが第1点ですね。

2点目は、この自給力の指標を話すときに切っても切れないものとして、食料のロスや廃棄の問題が必ずあります。自給力をいかに高めましょうといっても、一方で大量に廃棄しているとなったら、これは全く説得力がないわけです。ですから、食品の製造のロスだとか、それから食料の廃棄の問題というのは、この部会でも結構議論してきたので、ぜひうまく併せて説明していただきたい。

きのう私は宮城県の農業大学で講義をしたのですが、そのときに学生から非常に印象的なコメントが来ました。そのまま紹介しますと「我々は輸入したものを捨てているのですね。これ、ばかですね」と言うのですよ。まさに苦労して輸入しておきながら、それをそのまま食べもしないで捨てていると、こういうことが起こっているという、これはやはりまずいというのは、大学生でも分かるわけですね。ですから、自給力を高めるためには、本当はそういう根本から考え直さなければいけないのではないのでしょうか。そこら辺のところのメッセージも併せて伝えてあげれば、例えば大学だけではなくて小学校、中学校、高校の教育現場においても非常に効果的なメッセージになるのではないかなと思います。

最後、3点目としては、いろいろな話が出ていますが、ここで参考資料に挙げられた18ページ、19ページの中で、以前私も含めていろいろな委員の方、何人かの委員の方がご指摘されました、国内におけるリスク、海外におけるリスク、についてです。現在、これの作業をされていると思うのですが、優先順位というか影響度に応じ、今、最初に考えなければいけないことはこういうことだよ、ということと併せ、もし、順位づけができなかったらマトリックスのようなものをつくって、どういうところに影響があるかなど、あるいは主成分分析の手法みたいなものを少し活用されたら、もう少し分かりやすくなるのかなと思います。並列に書かれていると、どうしても上から読んでしまうので、読んだ順番にリスクが高いのかなと思いがちですが、実はそうでもないのがありますので、そこをもう少しご検討していただけたら良いのではないかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

先ほどお手を挙げていた順番で、市川委員、松本委員、そして藤井千佐子委員でお願いいたします。

○市川委員 ありがとうございます。

今回の資料、前回に比べると分かりやすくなったと思います。それからご説明も分かりやすくなったと思いました。

私、2点申し上げたいと思います。

1点目は、この食料自給力の指標についてですが、これはご説明にもあったように、具体的に目標にするものではないという考え方に対して、私もそのように思っています。

2点目、食料自給力というものを、これはメッセージの出し方という先ほどの三石委員のご意見とも重なるのですが、やはり誰にどう伝えていくかというのがとても大切で、どういう見せ方をするのかとか、そここのところは非常に大事だと思っています。その部分において、先ほどのご説明のときに、不測時における食料の安全保障は切り分けて別に出されるというような、別に書きますみたいなことをおっしゃったのですが、この食料自給力という指標は、やはり一般の国民としては、食料の安全保障という言葉とやっぱりどうしても裏表というか、一対のように受けとめざるを得ないようなところだと思っています。その意味においては、この自給力の指標を語るときに、やはり食料安全保障というのをどのように日本で実現していくのかという、それは農水とか農業という視点だけではなくて、やはり大きな観点からの取り組みが必要なんだというようなところも、やはりどこかにきちんと書いておかないと、農業だけちゃんとやれば何とかなるみたいなミスリードをしないようにしていただきたいと思っています。

その理由の一つとしては、資料の1-1にもありますが、アンケートの結果というものが書かれております。国民が不安に思っているから、その不安に応えるという意味もあって自給力を示していくというご説明もありました。日本の食料安全保障は一体どのようにしていけばいいのかという観点からの一つの指標になるのだという、そのリスク管理をする上では、実はリスクというのは農業だけじゃなくて、輸入の問題とか備蓄の問題だとかいろいろあるんだということを、やっぱり指標を出されるときに同じように、情報がきちんとバランスよく伝わるように配慮していただきたいなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは松本委員。

○松本委員 1点だけですね。今回、食料自給力指標について、大変な作業なんでしょうけれども、経年的にチャレンジしてみるというお話なので、大変ありがたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

その上で1点、関連指標なんですけれども、関連指標で人、土地、技術という単収とか、それを併せて公表するとかいう話になっているみたいなんですけど、これを見ますと、この資料を見ますと個別パターンで、例えば表作、裏作とか、あるいは二毛作とか、そういうことの想定した張りつけをして試算をするということになっておるんですけども、そのトータルの結果として耕地の利用率が幾らになっておるんだとか、幾らを想定しているんだとか、そういう横に比べて縦の今以上の生産力といいますか、そういう観点の表もひとつ含めていただいたほうがいいんじゃないかという感じがいたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井千佐子委員。

○藤井（千）委員 食料自給力の定義が、まだ何か分かりにくい。多くの国民にこれを説明したときに理解していただけるのか。分かっていただけないということは国民の不安解消にはつながらないと思います。食料自給力というのが仮定の上に成り立つ指標というのは、それはある程度当然だと思いますけれども、一方で、ある程度の現実性、実現性も持たせなければ、バーチャルなことを幾ら並べ立てても国民の不安解消にはならないのではないかなと思います。

ということで1つ提案ですけれども、現在の食料自給率というのは、これまでの政策の結果ですよね。政策を連ねてきて結果として39%だと。10年後の目標というのは短期的な政策の目標ですよね。これに対して食料自給力は、中長期的な政策展開をする上でのある程度バックボーンにする必要があるのではないかなということを提案したいと思います。だから、食料の安全保障であり、それから中長期的な政策展開のバックボーンになるものだ。

というのも、これからの食料需給はやっぱり世界規模であるし、中長期的な視野で考えていかなければいけないと思うんです。例えば日本は少子高齢化でエネルギー消費、食料消費は減っていくけれども、地球的規模で見れば人口の急増はまだずっと続きますので、食料消費は増えます。そういった観点から食料自給力の指標が必要なんだという必要性に説得力を持たせるべき。それは実現性にある程度裏打ちされたものが必要ではないかなと、その上で国民の理解が得られる指標にしなければいけないと思うんです。

そういう意味で、試算の示し方の4つのパターンで下の2つ、いも類を中心にしたもの、これはやっぱり国民の目を見たときに実現性としてちょっと疑問符がつくので、仮定とい

うことは分かるんですけども、いも類というのは、(C)、(D)という下の2つは必要ではないんじゃないかなと。余りたくさん試算をしても、ちょっとインパクトに欠けてくるかなと思います。せっかくの指標をつくっても、多くの国民に理解をしてもらわないと、これは意味のない指標になるのではないかなという懸念をします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは事務局からご発言をお願いします。

○食料安全保障課長 まず、香高委員から議論の深化の方向感というお話がございました。

また先ほどの資料1-1の4ページ目の議論に戻るわけでございます。今現在、世論調査でも明らかになりましたのは、多くの国民の方が食料供給能力の低下を不安に思っておられるということで、この点について、そこに対してどういうメッセージを提供するのがいいのかという問題意識で、ほかの多くの委員の方からもご意見をいただいたところでございます。

この点につきましては、私ども、今回の食料自給率指標の意義、目的の3パラの最後のところで、先ほどもご説明をいたしました、国民の共通理解の醸成ということを入れさせていただいております。

まず、漫然とした不安はお持ちであるということ間違いはないんだろうと思うんですが、それが一体、繰り返しになりますが、39%という自給率、金額ベースで65%でございますが、このメッセージだけしか今まで発してこなかったのも、じゃ、本当に国内生産だけで、しかも花を植えているところ、あるいは芝生をやっているところ、こういうところでも食料をつくったら、あるいは二毛作できるのに二毛作をしていないところ、そういうところでも目いっぱい二毛作、二期作をやったら、じゃ、どこまでの生産量が得られるのかということもきちんとお示しをして、今の農地、あるいは農業用インフラ、それから生産技術というもの、そういったことを前提に、どこまでのものが供給可能なのかということ、先ほど4つのパターンでお示しをし、それを、ちょっと数字が入っていないので非常にイメージしづらいかと思いますが、1人1日当たりの必要エネルギー量、これは、これだけとっていけば体重がふえもしないし減りもしないというあれで、恐らく2,149キロカロリーぐらいの数字になります。それからもう一つ、今の自給率の分母、39%の分母でございますが2,424キロカロリー、こういったものと比較をしていただいて、今ちょっと数字が入っていないんですが、大変分かりづらくなっている点は恐縮でございますが、そういっ

たものと対比をしていただいて、確かに議論の中にございますように、いもというのが今の現実から余りにも遠過ぎるのではないかというご指摘もあろうかと思ひます。

ただ、さはさりながら、この14ページの表で階段状にさせていただきますして、いもというのは米、麦、大豆に比べて非常にカロリーが高くて、我が国で気象風土の中で植えられるものの中で最も高いカロリーが得られる。かなり現実から離れることは事実でございます。事実でございますが、現実から離れば離れるほど（A）、（B）、（C）、（D）といったようにちょっと大きくなっていく。確かに現実が一番上の丸にある939キロカロリー、これが今の我々の食生活に応じた実力であり、これを2,429とか2,149とか、そういった数字と対比したものは、これは現実の姿として今でも対比ができるんですけれども、その現実から離れる程度に応じて、今の日本の持っている食料供給力というものは一体どういう状況になっているのかということをしかりと国民各位に認識をしていただいた上で、なおかつ過去にさかのぼってお示しをするということにしております。

過去からさかのぼりますと、自給率が長期的に減少のトレンドになってきているのと同様に、まず間違いなくこういう右肩下がりの状況というものが非常に分かりやすい形で国民各位の方にも見えてくるということになるのではないかと思ひます。そういった過去からのトレンド、それから、今現在の現実に対してかなり非現実的な方向に（A）、（B）、（C）、（D）の順番に進んでいくわけでございますが、現実を離れたところで、現実に近いれば、じゃ、どうなのか、どういう水準なのか、それから現実から遠ざかればどういう姿になるのかということをして2,149なり2,424という数字と対比をしていただいで共通のご理解をいただくという、まずそこで議論のスタートラインをそろえた上で、じゃ、しからば本当に、ある意味生産者自身も、一般消費者の立場が大きくなるのかと思ひますが、この先の食料安全保障議論というものを国民的に、そういう一つのバックボーンをそろえていただいた上で、4ページに書きましたように食料安全保障に関する国民的議論を深化させていただきます。それによって、農水省なり農業関係者が、もう農業は大変だから頑張るんだぞということではなくて、国民全体で今の農業の置かれている現状を認識をいただき、国民全体で、じゃ、日本の農業、本当に大事なものだと思ひますけれども、これをどう支えていくのかという議論につなげていければというふうに思っているところでございます。

大変説明が長くなって恐縮でございます。そういった意味で共通理解の醸成、それから国民的議論の深化ということをご提示をさせていただきます点をご理解をいただければと思ひます。

それから、食料安全保障議論を今なぜやるのかということ、それから、評価を明確にする必要ということでございましたが、先ほどございましたように、資料1-1の18ページ、19ページに、10月にご議論いただきました食料安全保障の考え方を記載をしております。こういった中で、特に19ページでございますが、ここに書いてございます発生頻度の蓋然性、影響、リスクの現状評価、動向、5年後、10年後の評価と、こういったものを私どもから国の考え方ということでご提示をさせていただくという方向で考えております。

また、18ページの赤の④にございますように港湾等での輸送障害、こういったものもリスクに含めておりますし、また、⑦為替変動といったものも考慮した形のリスクの洗い出しということをやっておるところでございます。

それからあと、対象品目について20ページに、米、小麦、大豆等々の6品目をお示しをしております。この中に野菜を含めるべきと、こういうご意見をいただいたところがございますが、野菜のほうは、仮に不作になっても、また同じ年の中で作り直しができる等々の事情がございます、ここに並べてある6品目とはちょっと事情が違うということもございまして、野菜をこの6品目と同じレベルで評価というのは、ちょっとなかなか難しいところがあるのかなということは思っておりますが、こういった形でご意見を反映したものにできるかということは、ちょっと検討をさせていただければというふうに思います。

それからあと、三石委員からございました、メッセージをどう伝えるかということでございます。これにつきましては、いろいろなお立場の方にどういうメッセージをどういう形で発したらいいのか、これは十分に検討をさせていただければと思います。

それからあと、前提の部分を年ごとに変更するという点については、なかなか過去にさかのぼってもお示しをするということの関係で、前提がちょっと毎年変わっていくということにもちょっとつながる可能性がある、そこがうまくいくのかどうかというのは少し考えさせていただければと思います。

それからあと、ロス、廃棄と併せてということでございます。

今日のご説明の中では触れておりませんが、これまでの企画部会のご議論の中でも食品ロスの削減、そういった問題については取り上げさせていただいておりますので、最終的な基本計画の中では、ロス、廃棄対応というものについても言及をさせていただくことになるのではないかと思います。

それからあと、食料安保については重要度に応じたマトリックスができないかと、こう

いうことですが、先ほどの1-1の19ページにもございましたように、各リスクを発生蓋然性、それから影響度といったファクターを加えまして、この2つが特にリスクの重さとか重要性とか、リスクの重要性というのはちょっと変な日本語ですけども、そういったものを評価するファクターになるのではないかと考えております。それがうまくマトリックスみたいな形にできるかどうかは、ちょっとその可否も含めて検討させていただければというふうに考えております。

それから、市川委員から、最終的に自給力と安保は一体で、そこはまとめ方は工夫すべきというご意見でございます。これは基本計画の仕上げをどうするかということとの関係だと思われますので、基本計画の成案をまとめていく中で、どういう位置づけ方がいいのか検討をさせていただければというふうに考えております。

それから、松本委員からございました耕地利用率の関係でございます。

これは関連指標というよりも試算本体、これは先ほど来申し上げていますように、花をつくっているところでも目いっぱいつく、二毛作をやっているところでも全部やるという形で、試算の結果がどの程度の耕地利用率になるのかということは、試算が数字を入れられる段階になりましたらお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、藤井委員のほうからございました、なかなか現実感がという話がございます。

いも類の話につきましては、先ほどもご説明をいたしましたように、現実から確かに遠いということは認識しておるわけですが、先ほどご説明しましたように、現実から遠ざかることと、また逆に供給可能量がふえていくということ、これを合わせて階段方式で国民各位にお示しをするということも、私どもとしては意味があることではないかなというふうに思っておる次第でございます。またいろいろ検討、ご議論を重ねさせていただければというふうに思います。

また、自給力を中長期的な政策のバックボーンという形で位置づけてはどうかと、こういうことでございます。

今まで自給力というのは、指標化ということは今まで、議論自体は昭和50年からされておるわけですが、指標化するのは今回初めてでございます。書かせていただきましたように、ちょっとそういう中長期的な政策のバックボーンというところまで位置づけが、この限られた時間の中でできるのかどうか。だけれども、新しい第一歩としてこういう指標化というところに今回初めて踏み込むということになりますので、まずは共通理解の醸成、それから国民的議論の深化というところにつなげていければということで

ございまして、ご指摘の中長期的政策のバックボーンというところまで行き着けるかどうかは、かなり難しそうな気がします、ちょっとよくよく考えさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

本日は、この自給力、それからそれ以外の自給率、食料安全保障の問題に関して大変貴重で重要なお意見、ご指摘をいただいたというふうに思っております。これに関しましては、この後、また事務局でよく検討していただき、次回のこの部会の中でもう一度整理してご提案いただきたいと思いますけれども、あえて食料自給力を新たに提案するということであるならば、今までの食料自給率に関連する政策に何かをつけ加える、これを入れることによってさらに食料の安定供給を進める上で重要な議論をすることができる、何か政策的に後押しができるというような効果があつてということを考えております。

そういう意味で、逆にこれを入れたために混乱をするということがあつてはいけないと思いますので、そういった観点から十分にご検討いただきたいと思いますけれども、その場合に、やはり食料自給率との関係、それから食料安全保障との関係ですね。これをしっかりと整理していただきたいと思います。これは資料1-2のA3の紙に、今回図式的にお示しいただきましたが、多分これがややまだ混乱しているのではないかとということが皆さんからいただいたご意見の背景にあるのではないかなと思っております。全体の概念設定の仕方、それから測定の枠組みのあり方、もうちょっと言うとはかり方、使い方、それから伝え方、そういった点においてももう少しご議論いただく必要があるのではないかと。それが今回の委員の皆さんからいただいた意見ではないかと思っております。

ほかにも細かく重要なお指摘をいただいておりますので、それも踏まえた検討をもう一度お願いいたします。

それでは、これで前半部の議論は一応閉じさせていただくことにいたしまして、続きまして、議題の(2)東日本大震災からの復旧・復興について、(3)活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンについて及び(4)新たな食料・農業・農村基本計画構成等について事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 それでは資料の2、東日本大震災からの復旧・復興に関する施策につきましてご説明をさせていただきます。

構成といたしましては、1番として地震・津波災害からの復旧・復興、2番といたしま

して原子力災害からの復旧・復興ということで2部構成になっております。

前半のほう、地震・津波関係ですけれども、ページをめくっていただきまして1ページでございます。

東日本大震災では、農林水産関係で約2兆4,000億円の被害が発生しております。左側にあります農林業関係被害、右側が水産業関係被害の金額でございます。

2ページでございます。

津波被災農地については、計画的に復旧事業を進めております。平成26年度中に津波被災農地の約7割で営農再開が可能となったということで、下の矢印にございますとおり2万1,480ヘクタールの被災農地に対して約1万5,000ヘクタール超で営農再開が可能となっているということでございます。

3ページでございます。

農地の復旧に合わせて圃場の大区画化への取り組みが進められております。直轄事業や復興交付金などの活用によりまして、農地の大区画化等を約9,700ヘクタールで取り組みを進めているところでございます。

めくっていただきまして4ページでございます。

漁港でございます。27年度末までに被災した漁港施設の復旧に目途をつけるということございまして、下の表の漁港のところをご覧くださいまして319漁港が被災をしております。178漁港、56%で全延長での陸揚げ機能が回復ということでございます。残り124漁港につきましても部分的に陸揚げ機能が回復ということでございます。

5ページでございますが、漁港の復旧に合わせまして水産加工団地の土地のかさ上げなり高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を併せて実施をしているということでございます。

6ページでございます。

海岸防災林の再生でございます。青森から千葉に渡る海岸防災林の延長約140キロが被災をしております。復旧の着手が延長104キロ、完了が28キロとなっているということでございます。

7ページでございます。

仙台いちごの復活ということでございますが、東北一のいちご産地であります宮城の亘理町、山元町で壊滅的な被害がありましたが、25年11月から約40ヘクタールのいちご団地、選果場を整備して本格的な営農再開が始まっております。

8ページでございます。

被災地において復旧・復興に合わせて先端技術を駆使した大規模実証研究を実施をしております。大型機械を用いて乾田直播、それから鉄コーティング種子を用いた湛水直播ということで、土地利用型農業の労力の省力化を目指しております。右側では漁業・農村分野の取り組みを掲げてございます。

次のページから原子力災害の復旧・復興ということでございます。

9ページをご覧くださいますと、放射性物質の低減対策の実施ということでございます。お米、畜産物、きのこ、それぞれ対策に取り組んでおるところでございます。特に稲につきましては放射性物質の吸収抑制対策ということでカリ施肥を一生懸命やっているということでございます。

11ページをご覧くださいただければと思いますけれども、生産現場における取り組みなどによりまして、農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低くなっていますということでございまして、検査結果を表にしております。右から2つ目の列が26年度11月27日現在の数字でございます。豆類については12月16日現在ということですが、お米につきましては1,016万袋の検査をして、100ベクレルの超過点数がゼロということでございます。あと、麦から豆類、野菜類等々と2とかゼロとかという数字が並んでございます。下のほうできのこ・山菜類で102、水産物で85ということですが、基準値の超過割合はそれぞれ1.5%、0.6%ということで低くなっております。

12ページでございます。

環境省が実施しております農用地等の除染と連携をして農地施設の復旧を実施をしております。作付実証等での再開の支援を進めているところでございます。

13ページをご覧ください。

避難指示区域の見直しに合わせまして、南相馬、広野、川内、田村の700ヘクタールにおいて米の作付が本格的に再開をされております。その他の地域でも営農再開に向けた取り組みが進行しておりますということでございまして、14ページでは福島の特産品、あんぽ柿につきまして平成25年12月から3年ぶりに出荷が再開、それから、山木屋地区でトルコギキョウの出荷再開が26年8月から行われているということでございます。

15ページでございます。

干ばつなど森林整備と放射性物質対策の一体的な推進で林業再生に向けた取り組みを支援をしております。

16ページであります。漁業の試験操業の紹介でございます。26年4月の下旬から、放射性物質の値が低い海域、魚種について試験的な操業なり販売を順次実施をしているということでございまして、下のところにその概要を掲げてございます。

17ページでございます。

放射性物質対策のリスクコミュニケーションということで、2つ目の丸ですけれども、科学的な見地に基づいて正確で分かりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要というふうを考えておりまして、関係省庁等と連携をしてホームページなり広報資材を用いて信をしているということでございます。

18ページ、「食べて応援しよう！」ということで、被災地産食品の利用・販売を推進してございます。本当に多くの方々のご協力を得ながら、経済団体なり食品産業団体、都道府県、大学等々、さまざまな機関のご協力を得て、「食べて応援しよう！」の取り組みを進めているところでございます。

めくっていただきまして、19ページはふくしまの恵み発信事業のご紹介、20ページが賠償金の支払いでございます。農林水産関係では、11月30日までに6,758億円の請求に対して約91%、6,111億円の支払いが行われているということでございます。

21ページでございます。

原発事故に伴って諸外国・地域で輸入規制が強化をされておりました。政府一体となった働きかけの結果、マレーシア、ベトナムの輸入規制が完全撤廃等、徐々に規制緩和、撤廃の動きが見られますということですが、22ページ、現在主な日本からの輸出先であります香港、台湾、中国、韓国を重点国として規制の緩和撤廃を申し入れて働きかけを実施しているということでございます。

この資料につきましては以上でございます。

○農村振興局長 それでは、農村振興局でございますが、続きまして資料3でご説明をしたいと思います。

この基本計画の見直しと並行して検討を進めております活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンについて、活力ある農山漁村づくり検討会で行われました中間取りまとめについてご報告をいたします。

この活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンは、6名の有識者から成る検討会で議論が続けられておりまして、先週9日の第5回会合におきまして中間取りまとめが行われまして、翌10日に公表されたものでございます。この中間取りまとめでは、国民の農山漁村

への多様な関心を背景として、人々が都市と農山漁村を行き交い始めた動きを田園回帰というふうに称しまして、「魅力ある農山漁村づくりに向けて～都市と農山漁村を人々が行き交う『田園回帰』の実現～」という表題を掲げております。

中身でございますけれども、3ページから4ページにまたがって、基本的な視点というのが書かれております。1点目は、農山漁村に住む人々がやりがいを持って働き、家族を養っていただけるだけの収入が確保されなければならないこと。それから2点目が、今後さらに人口減少・高齢化が進む集落においても、人々が安心して暮らし、国土が保全され、多面的機能が発揮されるよう、地域間の結びつきを強化しなければならないこと。3点目は、農山漁村の直面する課題を農山漁村だけの問題として捉えるのではなく、都市住民も含め、国民全体の問題として考えなければならないことということが基本的な視点として提示されております。

このような基本的な考え方のもとで、その実現を図るために必要な考え方なり方策について5ページ以下に整理していただいておりますけれども、まず1点目、5ページでは、「農山漁村に仕事をつくる ～むら業・山業・海業の創生～」という副題がついておりますが――として、地域資源を生かした雇用の創出と所得の向上ということが、それから、これが6ページまでありまして、7ページには、この中の2つ目として、多様な人材の活用場の場づくりということで、その中で女性の担い手が活躍できる環境整備、さらには社会経験を積んだ者が活躍できる環境整備ということが掲げられております。

それから、8ページから「集落間の結びつきを強める ～集落間ネットワークの創生～」というタイトルのもとで、地域コミュニティ機能の維持・強化、具体的には①にありますように拠点への機能集約とネットワークの強化といったことなどに触れております。

さらに、9ページには、2つ目のタイトルとして地域資源の維持・管理ということが掲げられております。これが10ページまで続きまして、11ページには「都市住民とのつながりを強める ～都市・農山漁村共生社会の創生～」というタイトルで、都市と農山漁村の結びつきの強化ということが書かれておりまして、さらに13ページには多様なライフスタイルの選択肢の拡大ということに言及されております。

全体の記述につきましては、できるだけ各地の優れた取り組み事例を文中に織り込みまして、イメージがわきやすいように工夫するなど配慮されたものとなっております。

今後、14ページの一番最後の部分にありますように、各地域において将来ビジョンについて話し合いを重ねて取り組みをステップアップしていける道しるべとなるようなものを

提案できるようにしたいという考え方に立って、来年の3月まで基本計画の策定と併せて活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンの策定を行うということに向けまして検討を継続していただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○政策課長 続きまして、資料4と資料5の説明をさせていただきます。

資料4、食料・農業・農村政策審議会企画部会（9月以降）における議論の概要でございます。

9月以降の企画部会における委員の皆様方のご発言、議論の概要を、食料自給率などの目標・展望などや施策の分野ごとに分類して、事務局の責任で編集、整理をさせていただいております。今後順次、新たな基本計画の骨子案、原案等にも反映をしていきたいと考えております。今後のご議論に当たりご参照いただければと考えております。

続きまして資料の5、新たな食料・農業・農村基本計画の構成等についてでございます。

新たな基本計画の章立てや、それぞれの章に盛り込む内容の案等について整理をしております。

まず、1の章立てにつきましては、食料・農業・農村基本法におきまして「基本的な方針」、「食料自給率の目標」、「構すべき施策」、「その他必要な事項」の4項目が計画事項として規定されていることから、現行基本計画と同様、構成としてはこれに即した構成とすることが適当ではないかというふうに考えております。

具体的な構成ということでⅡ番ですけれども、第1の食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針のうち、1番の食料・農業・農村をめぐる情勢と施策の変化ということでは、この破線のところですが、企画部会における検証作業等を踏まえつつ、現行計画策定後の情勢変化、それから今後の中長期的な見通し、施策の評価等について記述をしてはどうか。その際、食料・農業・農村は大きな転換点にあることについての共通認識を得られるように留意すべきではないかというふうに考えております。

次に、この2の農政改革の基本的な視点といたしましては、1つ目のポツでございますけれども、基本法に掲げる基本理念の実現に向けて関係者の発想の転換なり新分野への積極的なチャレンジ、従来の仕組みや手法の変革が必要といった観点に立ち農政改革を進める必要があること、その際、例えば政策の方向の安定性の確保、需要や消費者視点に立脚をした施策の展開、担い手が活躍をできる環境整備、資源の維持・継承の促進、技術革新の促進、農業・農村の所得倍増を目指した施策展開といった視点から農政改革を進めるこ

とについて記述してはどうかと考えております。

また、第2の食料自給率の目標といたしましては、基本的な考え方、食料自給率目標、食料自給率向上に向けた取り組み等について記述してはどうか。さらに食料自給力指標についても記述してはどうかと考えているところでございます。

次に、第3の食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策といたしまして、今後講ずべき施策の内容等について、これまでの企画部会の検討や基本法の構成を踏まえまして、以下の項目を基本として施策の方向性が明確になるよう記述はしてどうかと考えております。

1の(1)といたしましては、食品の安全と消費者の信頼の確保、以下の項目につきましては、基本的に9月以降の企画部会でこれまで事務局のほうからご説明をし、ご議論いただきました資料の項目に沿って整理をしていきたいというふうに考えております。これが1番の(1)から(6)まで、それから2番の(1)から(7)までというふうにございますのと、3番の(1)から(3)までということでございますが、4番といたしまして、先ほどご説明いたしました東日本大震災からの復旧・復興に関する施策につきましても独立した項目として立ててはどうかということでございます。

さらに、第4の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項といたしましては、効果的・効率的な施策の推進や国民的視点に立った施策の決定、施策の進捗管理と政策評価の活用、財政措置の効率的かつ重点的な運用など、農政改革を進めていく上での留意事項について記述してはどうかというふうに考えております。

以上が新たな基本計画の構成案でございますが、最後にⅢといたしまして、新たな食料・農業・農村基本計画と併せて提示する展望等についてでございます。

過去の基本計画策定時に併せて提示をしてございます展望等や、これまでの企画部会における検討を踏まえまして、農業構造の展望、農地面積の見通し、「農業・農村の所得倍増」に向けての対応方向、経営展望、活力ある農山漁村づくりに向けてのビジョン、農林水産研究基本計画を提示してはどうかというふうに考えておるところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご意見、ご質問をいただきたいと思いますと思いますが、前半部に少しお時間をいただきましたので、少々時間が足りなくなっております。ただ、今回は、この基本計画の構成案をお示しいただきましたので、ぜひとも今日ご参加の委員の皆様から

はそれぞれご意見をいただきたいと思っております。したがいまして順番にご発言いただければと思うのですが、藤井雄一郎委員は途中でご退席と伺っておりますので、一番初めにまずご発言いただいて、その後、市川委員から順番にご意見をいただければと思っております。よろしいでしょうか。

○藤井（雄）委員 基本計画の構成等についてなんですが、展望のところについて、今までも併せて言うてはいるんですけども、やはり国際競争力をしっかりつけていくというところを踏まえた上で考えるということが何より重要かなというふうに思っております。農村等のところに関しましても、やはり地域における農業が経済活動として成り立たない限り、地域が実際に力を持っていくということは難しいというふうに感じております。それを政策だけで支えていくということの難しさというのを非常に感じております。農業が産業としてしっかり発展していけるところ、力を持っていくというところに力点を置いていくということが、これからの農業に対して非常に大事だと思っております。どうしてもこの基本計画という成り立ち自体が網羅的になるというか、全ての分野について触れなければならないので、なかなかどこに力点を置いていくのかというのがちょっと見えづらいところがあるんですけども、これからの農業を担う者として、やはりしっかりと農業自体が国際競争力を持って戦っていけるというところをぜひ強く推進していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

私の言い方がちょっと悪かったかもしれませんが、東日本大震災の復旧・復興、それから活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンについても、何かコメントがあればいただけますか。

○藤井（雄）委員 特にありません。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは市川委員、お願いいたします。

○市川委員 東日本大震災の大震災からの復旧・復興の資料2、とても丁寧につくられていると思います。このような資料をきちんと入れ込むというか、基本計画の構成の中にもある程度入れ込んでいくというのは大変重要なことだと思います。

資料5の基本計画の構成などについての案については、基本的に前回のものに即した形で進められていくということで、私も適當ではないかなと思っているところです。

資料3の魅力ある農山漁村づくりに向けてという、これについてなんですが、こういう非常にポジティブなものを検討されて報告書をまとめられるというのはすごくいいことだと思うのです。こういう内容について誰も決して否定はしないと思うんですね。であればこそ、やっぱり検討されるときにおいて実現可能性とか、コスト的なこととか、そういう現実味のあるような、きちんとそういう取りまとめをしていくことがより求められるのではないかなと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは香高委員、お願いいたします。

○香高委員 まず、東日本大震災からの復旧・復興なんですけれども、今こういう取り組みをやっているということは、このとおりだと思いますが、もしこの基本計画の中で書くのであれば、こういった大災害に見舞われたときに得た課題とか、そのあたりもどこかで総括するような形でページを割いてはどうかなというふうに思いました。それが1点です。

それから、放射線の影響についての消費者の感覚なんですけれども、この資料の中の18ページにもありますけれども、やはり福島県に対する思いというのが、食品の産地としてだんだん、ためらうことが少なくなるのならともかく、第4回の調査にかけて、またその不安が高まっている。この状況についてどういうふうに捉えるかというあたりをどこかで分析する必要があるのではないかなというふうに思いました。この辺の不安及び実際の放射線量の除去というのは非常に息の長い取り組みになるかと思えますけれども、このあたりでちょっとイレギュラーな数字が出たときには、丁寧にそここのところの疑問点を解消し、次の政策につなげるというようなご努力につなげていただければなというふうに感じました。

それから、基本計画の構成案についてなんですけれども、基本的な構成案というのはこのとおりでしかないのかなというふうには思っておりますが、計画という新たなものを出すに当たっては、何か強いメッセージみたいなものをどこかでまとめて、最初に打ち出していただければなというふうに思いました。中身を幾ら精緻に書き込んでも、なかなかどういうふうなところを目指していくのかというのは伝わりにくいと思いますので、その辺のところの工夫をしていただければなと思いました。

それから、資料の2ページにあります農業・農村の所得倍増を目指した施策展開といっ

た視点から農政改革を進めることということで、ここに関しても、この企画部会の中でも所得倍増をどう位置づけるかに関しては多くの疑問が出されていたと思います。まだ議論が数回残っていると思います。ここでのこの基本方針の考え方をどうするか、政府方針との絡みですね。このあたりのところをもう一度よくご議論したほうがいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 まず東北復興についてですけれども、この資料を見る限りでは相当復興が進んで、これでよしというような雰囲気がありますけれども、現場に行って現場の農家の話を聞くと、特に風評被害、それから除染についての長期的な不安というのは全く消えていないというふうに思います。ぜひ現場の声を吸い上げて、さらなる復興に向けての取り組みをする必要があるのではないかなというふうに思いますし、まさしくこういった事故が起こらないように今後どのようにしていくのか。福島原発をつくるときは、農水省も農地転用とか随分協力してきたわけですが、その結果がこれではどうしようもないし、今後またこういったことが起きたら、日本全体はなかなか復興できないというふうに思いますので、その点にもぜひ踏み込んでご検討をお願いしたいなというふうに思います。

基本計画の構成についてちょっと気になるところは、今日の資料5の3ページ、特に農業の持続的な発展に関する施策の中で、(7)環境政策の推進と、3の農村振興に関する施策の(1)の部分がどのように違うのか。ここはもう少し、日本における農業の環境に対する役割というのは非常に重要であると思いますので、むしろ農業が環境をつくっていくとか、例えばCO₂の問題であり、経済だけではなくて日本の農村風景をちゃんと維持するとか、循環型農業がもうちょっと機能的に、特に中山間地等において発揮をされるような施策の推進がまず柱にあるべきなのではないかなというふうに思います。

それから、同じく3ページの農業の持続的な発展のところ、担い手の育成確保って非常に喫緊の課題になっているかと思いますが、この中で法人化をやっぱり進めていくということで、国も10年以内に5万法人にするということを書かれています。5万法人ということで、今大体1万6,200というふうに言われていますから、10年間で3万4,000ぐらいの法人をつくるという目標になるかと思いますが、これを単年度に直すと、年間で3,400の法人を育成する。これを47都道府県単純で割りますと、1県当たり75法人を育成しなければ

いかんという数字になりますが、これも非常に実現としては困難な数字になってはいないのか。困難でないとするれば、ここに至る家族経営から法人経営、あるいは新規参入も含めて、そういった方向に行くんだというような基本計画の中に明確に位置づける必要があるのではないかということと、法人化をすれば、家族経営で発生しなかったいろいろな労務管理の問題ですとか、税務の問題ですとか法務の問題、あるいは経営管理の問題等々出てきます。そういった際の法人経営者となれるような人材の確保なり育成なり、なった場合の法人の育成支援というのを誰がどうやってやるのかですね。5万という数字が具体的に出ている以上は、それをどう達成するかということと、具体的にそれを中心的な担い手にしていく上でどのような施策が具体的に必要になってくるかももう少し踏み込んで、この基本計画の中に位置づけていただければなというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは萬歳委員、お願いいたします。

○萬歳委員 それでは、私のほうから東日本大震災からの復旧・復興に関しての話をさせていただきます。

まず原発事故の損害賠償請求につきましては、JAグループは事故後、早急に都道府県で協議会を立ち上げまして、平成23年4月より農家の損害賠償請求の支援を継続的に行ってきております。賠償の考え方の整理から賠償請求様式の作成、請求の取りまとめ、支払いの調整等、被災農家個人では対応困難な面を全中なり県中が中心となって幅広く支援をして対応させていただいてきております。まさに協同組合としての役割を發揮しているという状況かと思えます。

復興の背景にある、こうした団体なり関係者の努力も記録にとどめておくべきだと思っておりますし、資料からしますと、農林水産関係では合計6,758億円の請求に対し6,116億円という支払いがあった。約91%となっておりますが、そのうち我々の全中、県中の取り扱ったものが20都道府県合計で4,892億円の請求、賠償額が4,484億円ということで、全体の8割に近い数字が、我々の協同組合の役割として發揮しておるという状況にあらうかと思えます。

それから、原子力災害に関する直近の課題を申し上げたいと思います。原発事故の影響によりまして、堆肥を使った自給飼料、あるいは農作物の生産など、耕畜連携のこれら循環型農業が崩れております。基準値を超えた汚染の堆肥が畜産農家に滞留をしております

て依然として問題になっているという現況がございます。震災前の状況に一刻も早く戻すべく、汚染の堆肥の処理等、その工程を示して、それを着実に実践する必要があるかと思えます。

また、原子力災害と関連いたしますけれども、農畜産物を輸出する際に放射性物質の検査費用を自己負担せざるを得ない状況になっております。こういう状況の中で現在国策としては、農林水産物、食品の輸出拡大を図っておりまして、生産者、あるいは輸出業者の負担を減らす措置が必要であろうということでもあります。その点もご検討願いたいという思いでございます。

以上、私からのご意見なりといたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは藤井委員、お願いいたします。

○藤井（千）委員 私は、基本計画の構成について1点意見を述べます。

担い手の育成確保の3つ目の丸で女性の活躍推進と書かれておりますけれども、女性農業者の位置づけがこれでいいのかというのが疑問です。これまで3回基本計画が出されて、12年、17年、22年のそれぞれの基本計画で、女性の活躍の推進といった項目でどういうふうに書かれているかというのを、その変遷をピックアップして見てみたんですけども、3回とも、その書かれている内容、ちょっと字句は違ったり、前後が入れかわったりするのはありますけれども、その分量も余り変わらないと言っていいと思えます。

4月の企画部会の配付資料に女性の参画促進に関する資料で、細かく女性への支援とかいろいろなことを書かれたものをいただきました。その中で、チャレンジする女性農業者への支援のための施策というのがたくさん列挙されていましたが、しかし、その中で女性が中心になった団体への支援というのはまだまだ少ないというのが現実ではないんですかね。これだけ用意しているから手を挙げてくださいと言って少ないというのは、やはりまだまだ性別役割分担意識が強い中で、多くの女性農業者は声を上げられない現実があるんじゃないか。そういう現実をきちんと踏まえて、どこにハードルがあるのか、どこで手を挙げられないのかを分析、排除していかない限り、なかなか女性農業者が自立して地域のリーダーとなって活躍する人がふえるということは難しいんじゃないかなと思います。

活躍している女性農業者がふえているのは確かです。しかし、私が地域で活躍している女性のリーダー、女性農業者に聞くと「いや、次のなり手がいないんですよ」。あなた、

やれるでしょうと言ってもなかなかない。それとか、女性がこういうことをやりたいと言っても、やはりそれは個人ではなかなか難しく、予算をとるにも法人になっていなければならないとか、そういうネックがいっぱいあるというのを聞きました。ある人は、家のことも完璧にして、もう後ろ指を指されないようにしていろいろな会合とか活動に参加していると言われて、そういうスーパーウーマンしか女性農業者として自立したり経営的に自立したりすることができないというのであれば、広がらない、広がりには得られないと思います。そこで私が提案したいのは、次期基本計画では女性農業者の位置づけを、この資料5の3ページに農業の持続的な発展に関する施策の(1)担い手の育成・確保の中の3番目の丸ではなくて、きちんとしたこま立てでしてほしい。女性農業者がなぜ手を挙げられないかということ、それから、手を挙げるためにどうしたらいいのかというようなこともきちんと含めて書いてほしい。政府が掲げる女性の社会進出促進などの社会情勢を踏まえるとそういうことが大事だなと思いますし、そこに自立した地域のリーダーとしての女性農業者をふやすという力強いメッセージを込めていただきたいと思います。単なる支援しますよ、女性の活躍は期待されていますよというような、通り一遍と言ったら失礼ですけども、言葉ではなくて、国の計画として力強いメッセージをぜひ盛り込むべきじゃないかなと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは松本委員、お願いいたします。

○松本委員 復旧・復興対策ですね。これ、1点、近藤委員とも重なると思いますけれども、ここにありますように、現在行われている農地の反転とかカリの施肥は、基本的には吸収抑制対策ということであります。今後のことを考えますと、やはり除染といいますか、その世界をやっぱりどう追求できるかということをお忘れちゃいかんということ、それが地域の福島県の本物の担い手育成とか新規就農につながっていくんだという視点をぜひお願いしたいと思います。

それから、ご報告になりました、活力ある農山漁村づくりについてという研究会の報告でありますけれども、感想ですけれども、確かに私ども、いろいろと地域とお話をしますと、地域のにぎわいを取り戻すためには若い人が地域に定着してもらうことが重要だと。新規就農の、JAなんかでもいろいろとお聞きしますと、子供がふえたことで集落が明るくなったという声をよく聞くわけであります。そういう観点から、若者の職業として農業

を選択いたしましたして、生計を立て、定住していくため、そのためにはやはり中山間地の大変ハンディのある、そういう地域においてもきちんと展望を開ける経営展望、そういう姿、それから、それを実現するための支援体制の確立、そういうことが重要なんじゃないかと思えます。

それから、集落関係の点で、集落間ネットワークについて付言されておられますけれども、小学区単位での連携が規模としてふさわしいという声は現実によく現場から聞いております。そういう意味で、ぜひそういうことを取り組みながら進めていただきたいという感じがいたします。

それから、3つ目は基本計画の構成ですが、1点だけですね。これはちょっと近藤委員と重なるのでありますけれども、担い手の育成確保の問題であります。経営の多角化や所得の倍増とか増加、この観点でいきますと、高い目標に果敢にチャレンジしていくということが必要でありますけれども、現状を見ますと、やはり現状はきちんと踏まえなければいかんと思うんでありますけれども、圧倒的多数の担い手は家族経営というのが現実だというふうに思うんですね。そういう点からいたしますと、認定農業者制度のベースとしては地道な経営改善支援、ここも忘れちゃならないと思えます。具体的に経営者能力の向上とか、家族経営協定の締結等々、先ほどの女性の問題もありましたけれども、配偶者の地位向上や後継者の確保、こういう取り組むべき課題はまだまだたくさん残っておるわけでありまして、こうしたハードルを乗り越えて、初めて法人化というステップに進んでいくということだろうと思えます。そういう面で、そういう観点での施策の構築といいますか、対応をぜひ忘れないでいただきたいと思えます。何と申しますか、将来に進む理想といいますか、そういうものを求めることが一番大切でありますし、重要なことであるんでありますが、そこへ向かう前段のステップのところを忘れずに階段を積み上げるという枠組みというんですか、そういうことをやはり忘れちゃならないということをお願いしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは三石委員、お願いいたします。

○三石委員 今回の議論が始まってから、多分共有認識としては、例えば人口減少局面になって初めての計画であるというのが初めのところであり、それと同じように、東日本大震災が起こってから初めての計画だということがあります。したがって、東日本大震

災における農林水産業の被害状況、こちら、すごくよくまとまっているのですが、そこをしっかりと総括しておくことも必要なのかなと思います。

そこで、いただいた資料で2兆4,000億の被害があったという部分とは別に、これは共有しておくことが大事だと思うのであえて質問するのですが、例えば、この震災により、ほぼ永久に農業を諦めてしまった、あるいは諦めざるを得なくなった方たちがどのぐらいいるのかとか、ここではもう農地は永遠にほぼ使えないとか、一番良い例は、例えば福島県の帰宅困難地域だとか、そういったところにおいて、実際にはそこに農家が何人ぐらいいたのか、あるいは、そこで毎年どのぐらいの金額の農業算出額があったのか、そういうことまで含めて総括しておいたほうが良いのではないかなと思います。そうしないと、個別に少しずつ復旧しているという話だけではなくて、それはあくまでも震災後の努力の話ですが、震災により、はっきり言ってしまえば完全に失われてしまったものもあるわけですね。例えば、亡くなられた方が1万5,000人強いて、行方不明者の方が5,000人強いて、トータルで2万人を超えているということは、我々、いろいろなニュース等で分かっているわけですよ。それに対して、では、農家はどうだったのか。あの震災で本当に農業を諦めざるを得なくなった農家の人はどのぐらいいたのだろうか。そういったこともしっかりと押さえた上で、この計画は次に進んでいくべきではないかなと思います。

基本計画の項目ですが、個別の項目に関しては、法律でこの4項目がしっかり書かれていますので、そこら辺は細かい項目は別にして、大項目に関して私はこれで十分かなと思います。あとは、先ほどメッセージ性という言葉がありましたので、日本の農業の宝とか、将来にわたって我々が引き継いでいくものとは一体何だという、こういう視点が出てくると、前文で書くのかどこで出すのか、全体を通じて、前回の企画部会で地域の宝みたいな話をしましたがけれども、日本農業全体の宝って何だと、やや抽象的な表現で申しわけないのですが、それを共有できるような形にしていただけなら、メッセージも強く出るのではないかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは山内委員、お願いいたします。

○山内委員 計画の構成のところで東日本の話を入れていただいたのはよろしいかと思えます。

多分、1ページの一番最初のところに入れることかなと思いますけれども、きのう、地

方創生総合戦略ができたというニュースがありました。こういった省庁をまたがる総合的な取り組みの動きなども関係してくると思いますので、ぜひ言及をされたらいかがかと思っております。

ちょっと聞きたいんですけども、前回も申し上げたんですが、来年から生活困窮者自立支援制度というのが厚生労働省のもとでできますけれども、これができるのは、今、貧困だとか生活困窮されている方が社会的に排除されている状況を克服していく世の中にしていきたいと、社会的孤立をなくすという方向を社会の制度としてつくるということが決まったわけです。一見、農村地帯などで余り問題のないと思われている地域でも、実は社会的孤立などは大変ありまして、社会福祉協議会の方とお話をしておりますと、地方の小さな農村などにも、いわゆる引きこもりをされていて、支援があれば出てこられるのに、出てこられないような30代から五、六十代までの男性、女性が住民の1割近くいると言われております。こういった方たちを支えて出てきていただいて、力として活用するというようなことも、今回の農村基本計画の課題とも関係ありますので、ぜひ目配りいただきまして中身に入れていただけたらと思います。

それから、東日本大震災のところでは、前に私も申し上げたんですが、例えば宮城県のみやぎ生協が農協や社会福祉法人や大学などとともに、今回地震の後、改めてつくられた食のみやぎ復興ネットワークというのがあります。6次産業化の一つの事例にもなろうと思いますので、そういった新しいつながりの中での今後の農業・食料を支えるようないい取り組みについては、ぜひ目配りをしていただければと思います。

もう一点、魅力ある農山漁村づくりに向けての中間取りまとめは、農山漁村における資源に着目して光を当てていただいて、読んでいておもしろいものになっていると思います。ただ、なかなか全国的に理解されにくいとか、実際には農村地域に移住する人は必ずしも多くないといった、そういう現実の課題もございますので、そこを明確にし、どう克服するかも今後の報告のところでは入れて書いていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは山口委員、お願いいたします。

○山口委員 まず東北復興関連です。先ほどご説明いただいた資料、ここまでやることはやれた、残された課題はこういうものだという整理になっていました。その残された課題のほうを見ると、いろいろなところとの調整とか連携とかいう言葉が随分出ていましたが、

これだけ時がたって、なおかつ残されている問題というのは非常に難問が残されている。それは省庁間にわたる問題で、その連携が必要であったり、あるいは、国と地方自治体がしっかりとした連携をしてやらなければいけないテーマだったり、あるいは官民で連携をしなければいけなかったりと、そういうことが当然難しいわけですから、そういう要素の大きいものほど残っているのではないかと思います。

そういう意味で、復興庁も多分同じようなレビューをやっているのではないかと思います。そういうふうにして残されたものを国全体として大きく俯瞰したときに、現時点でよりどの問題が難しくて時間がかかって、しかし非常に深い問題でというようなランクづけをして、それで、優先順位をつけ、どれにより力を入れて取り組んでいくというような整理を国全体として、それは復興庁を中心にやるのだと思いますが、そのうちの農水省はこの部分をやるんだと、そういう整理と位置づけで、それは、もしそういう連携調整が非常に大きなウエートであれば、当然単独でやるわけではなくて、そういうところとの連携が必須になるわけです。その整理をした上で、もう一回この時点で、本当に継続が大事ですので、腰を入れ直して継続テーマに取り組んでいくというような整理が要るのではないかと、先ほどの資料を見て感じました。

それから、基本計画の構成についてです。2点申し上げたいのですが、1つはグローバル化という問題です。この項目立てで見ますと、例えばあちこちに入っているわけですね。生産加工の価値創出のところに知的財産の戦略的な、これ、グローバルな戦略が入っていると思います。その下の世界の食市場を取り込むというところにも入っているだろうと思います。あるいは、その次のページの、これはTPPと経済連携を意識しながらでしょうが、国際交渉への対応というのが食の安定供給のところに入っています。あちこちに入っているわけですが、やはりこれだけグローバル化された社会全体、人間社会全体の中で、やはり我々の農業なり農村なり、あるいは食品産業なりがどう位置づけて何をすべきか、というようなことを考えるためには、もう少しこういったものを全部集約して、いわば大項目として位置づけていいのではないかと。その中には、当然のことながら守らなければいけない事柄、守備中心のテーマもありますし、それから逆に、当然攻めていかなければいけない、攻めるべきテーマもあるわけで、その両方について大きく項目立てをするというのが今の地球情勢、社会情勢には合っているのではないかと思います。

そういうことで考えますと、例えば食育のところに食文化が入っています。これは我々の足元が崩れているのをしっかり守るという意味で言いますが、和食がああいうふうに世

界遺産になって、我々、攻めていくわけですけれども、これは実はそういう攻めのテーマとして位置づけることが可能です。それから、観光が最近非常に話題になっていますが、今年は1,300万人海外から、いわば胃袋を持ってお見えになるわけです。彼らが食だけではなく、全体で消費する金額というのは、彼らが8人分で日本人の1人分に当たるというような計算もありました。つまりかなり大きいわけで、あの需要を取り込むということは我々にとっては攻めにもなるわけです。この観光需要対応なんていうのも、その中に入っているのではないかと思います。そういう意味で、グローバル化への対応という項目が大きくあっていいのではないかとというのが1点目です。

それから2点目は、生産流通現場の技術革新ということで項目が幾つか挙がっており、当然含まれているのは分かっていますが、この中で特に情報化システムの総合的な構築というものが農業なり、あるいは6次産業化にとって非常に大きな意味を持つのではないかと。今、それぞれのご担当のところでも部分的にいろいろ行われていると思いますけれども、それを統合的なシステムとしてつくり上げていくような、そういうことが新しい価値を生むし、農業がぶつかる難しい問題の解決につながるのではないかと。よく言われますが、気候変動と種まきなり肥料なり収穫時期なり、これは当然連動するはずですし、あるいはマーケットのほうを見れば、価格は動く、マーケットは動くわけで、それと当然在庫と出荷時期というものをどう連動させればいいのか。それは気候等がまた複雑に絡んでくると思いますが、あるいは、雇用の面から、あるいは人が足りなくて逆に手当ができないというようなことを考えると、これは労働市場の変動と要員調達ということをおの中に組み込む必要があるわけです。そういう意味の情報化システムを総合的につくって、それと農業の生産性なり付加価値アップなり、そういうものをつなげられるような組み立てを大きく技術革新の一つとして追いかけるということがあり得るのではないかと思います。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、残り時間が非常に限られているんですが、事務局のほうからご発言いただきたいと思えます。

○政策課長 基本計画の構成案につきましてさまざまなご示唆、ご意見をいただきました。これにつきましては、事務局のほうでまた受けとめ方につきまして検討させていただきます。

○農村振興局長 活力ある農山漁村づくり検討会の中間取りまとめについてコメントをい

いただきました。今日、メンバーである松永委員がご出席であればコメントをいただけたかと思うんですが、ご欠席ですので、僭越ですが事務局である私のほうから申し上げます。

いただいたご意見なりコメントにつきましては、検討会でご紹介いたしまして、今後の検討の参考にしていただけるようにしたいと考えております。

なお、蛇足ですが1点、山内委員からまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたという報道があったというお話がございまして、正確には現在、年内に策定すべく作業が行われているという状況でございますので、1点つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○食料産業局長 食料産業局でございますけれども、香高委員、近藤委員から、消費者の原発事故に対する不安は高まっているのではないかと、あるいは風評被害が消えていない、現場の声を吸い上げるべきではないかというご指摘がございました。

確かに消費者庁の調査結果を見れば、毎年2回行っておりますけれども、この8月の調査結果は非常に全項目において不安が高まっているのは事実でございます。また、私ども、生産・流通関係者もそれぞれヒアリングしたりデータを見ておりますけれども、例えば生産・出荷団体を見ますと、やはり商品がだぶついた際には福島産品は他産地を上回って値下がりするとか、あるいは加工原料はさらに価格が低く出る。それから、卸売関係者から小売関係者から聞きますと、やはり競合した場合は2番手、3番手になるとか、それから学校給食へ納入する際の要求が非常に厳しいというのが依然続いているという状況でございます。

私ども、モニタリング結果とかいろいろなものを受けまして科学的なデータを示しながら、風評被害対策を引き続き復興庁とか関係省庁と連携してやっていきたいと思っておりますし、特に消費者の皆さんとは、消費者庁がリスクコミュニケーションを行うことになっておりますので、そのデータとか、いろいろな形になって、福島県ともども一緒になって、これは粘り強く継続的に行わなければいけないものだと思って、そのように取り組みたいと思っております。

また、萬歳委員のほうから、輸出の農産物の検査費用の助成というお話がございました。これ、基本的には通常の業務に対する追加的費用でございますので、東京電力の賠償対象になります。しかしながら、場合によって東京電力から認められない場合とかというようなことがあると思っておりますけれども、どこのケースというか、そういったことがありましたら個別具体的にご相談いただければと思います。

ただ、私ども、輸出に関して言えば、とにかく輸入停止しているところはあける。あける際、検査証明を求められる場合があります。その検査証明を求めているところに対しては、県の自治体数を少なくする。産地証明で済むようにする。そして最終的には原発事故前の水準で何らかの検査もないようなという形で段階を踏みながらやっておりまして、徐々にではありますけれども、産地証明で済むところとか、あるいは検査証明が必要な自治体を縮小してくると、そういった国も見られておりますので、これも引き続き対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○生産振興審議官 生産局でございます。

近藤委員、それから松本委員から除染についての件がございました。要するに中間処理だとか、あるいは最終処分の方がまだなかなか決まらない中で除染がいろいろ進んでいないということがございますけれども、環境省所管ということではございますけれども、私どもも環境行政、あるいは地方自治体についても、早急を実施していくことを要請していくことを今後やっていきたいと思っております。

それから、除染後の再開に向けては、今度こちらでもって一生懸命やっていきたいと思っております。

それから、萬歳委員から、汚染された堆肥のご発言がございました。確かに全体で堆肥として使えない400ベクレル以上のものが15万トンほど発生いたしておりまして、そのうちの今のところ約4万トン近くは処理が終わっております。ただ、その他については、もちろん8,000ベクレル以上のものは国が処理しなくちゃいけないんですけれども、400から8,000の場合については、まだ処理が終わらないものについて一時保管などをしているということでございますけれども、これも適切に処理が進むように、関係自治体、あるいは生産局としても、そのものについては風評被害などが生じないような隔離などもきちんとしていくようにしていきたいと思っております。

○経営局審議官 経営局でございます。

担い手に関しまして、近藤先生、それから松本先生からのご指摘をいただきました。それから、女性につきましては藤井先生からご意見をいただいております。

今後はご指摘を踏まえて内容として詰めさせていただきたいと思っております。女性につきましても、農林水産業・地域の活力創造プランのほうでも書いておりますので、これまでと同じような扱いでいいとは思っておりませんので、括り方についてはまた今後検討

させていただきたいと思っております。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間が参りましたので、ここで審議を終了させていただきたいと思いません。

本日は、食料自給力、それから基本計画の構成、そしてその他につきましてさまざまなご意見、貴重な示唆をいただきました。これを踏まえて事務局では次の企画部会に向けて検討をさらに進めていただきたいと思います。

それから、本日ご参加いただいていない委員の方も何人かいらっしゃいますので、事務局におかれましては、その方々からもご意見を伺うようにしていただければと思います。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 事務局から2点、お知らせとご報告をさせていただきます。

まず、10月17日の企画部会においてご説明いたしました企画部会の地方意見交換会につきまして、来年の1月6日から23日にかけて実施することといたしまして、15日にプレスリリースを行ったところでございます。全国10カ所において、農業者、消費者、食品産業事業者、地方行政機関等、地域の各界各層の有識者による意見陳述、それから有識者と企画部会委員との意見交換などを行う予定でございますので、委員の皆様方におかれましてはよろしくお願いいたします。

もう一点ご報告ですが、国民からの意見・要望の第3回募集について、本日プレスリリースを行いました。これまでの企画部会での議論を踏まえた新たな基本計画に対するご意見、ご要望につきまして、来年1月19日までを期限として募集することとしております。

最後ですけれども、次回の企画部会の具体的な日程につきましては後日ご案内申し上げますことといたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会はこれにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

12時02分 閉会